

## 京都ノートルダム女子大学学則

### 第1章 目的及び自己点検・評価

#### (目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究するとともに、カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体し、教養高き女性を育成して我が国文化の推進に寄与することを目的とする。

2 本学は、その目的の実現のため、教育、研究活動を通じて社会との連携を深めるとともに、社会の発展に寄与するものとする。

#### (自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、その改善・充実に努める。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に規程で定める。

### 第2章 教育研究上の基本組織

#### (学部)

第2条 本学に国際言語文化学部及び現代人間学部を置く。

(1) 国際言語文化学部は、言語・歴史・文学・思想・芸術・倫理・宗教など、人々の生活形成の様式と内容の総体である「文化」という視点から、「人間」存在の意味やその営為のありさまを学際的に学び、文化の多様性を理解し、異文化に対する寛容な国際感覚を身につけ、幅広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 現代人間学部は、人間やその生活、社会、自然に対する総合的な理解に基づく実践的な能力を身につけた人材を養成するため、学際的な学びを深め、専門知識の向上に相乗効果を発揮させた総合的な教育研究を行うことを目的とする。

#### (学部等連係課程)

第2条の2 本学に大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会情報課程を置く。

(1) 社会情報課程は、社会における情報の意味とその働きを理解し、情報を科学的に取り扱うための基礎的な知識・技能と態度を身につけるとともに、自ら問いを立て、主体的に解決をめざせる能力を身につけることを目的とし、社会学、心理学、教育学など関連する人文・社会諸科学による学際的な教育研究を行う。

#### (学科)

第3条 国際言語文化学部は英語英文学科、国際日本文化学科の2学科を置き、現代人間学部は生活環境学科、心理学科及びこども教育学科の3学科を置く。

2 現代人間学部こども教育学科に保育士養成課程（指定保育士養成施設）を置き、保育士養成課程に関し必要な事項は、別に規程で定める。

### 第3章 修業年限及び収容定員

#### (修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、3年次編入学生の修業年限は2年とする。

#### (在学期間)

第5条 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、転入学生及び編入学生の在学期間は、修業年限の2倍までとする。

(学生定員)

第6条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学部等	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際言語文化学部	英語英文学科	55人	—	220人
	国際日本文化学科	35	—	140
現代人間学部	生活環境学科	70【7】	—	280【28】
	心理学科	100【7】	—	400【28】
	こども教育学科	70【6】	—	280【24】
社会情報課程		20	—	80
備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。				

#### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 創立記念日（12月8日）
- (4) 春期休業日（3月21日から4月7日まで）
- (5) 夏期休業日（8月1日から9月30日まで）
- (6) 冬期休業日（12月24日から翌年1月7日まで）

2 学長は、必要により、臨時に休業し、又は、休業日に授業を課すことがある。

#### 第5章 教育課程、授業科目及び単位

(教育課程、授業科目及び単位)

第10条 教育課程、授業科目及び単位に関することは、別に規程で定める。

第11条 (削除)

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

## (授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。
- 4 第21条第2項に定める卒業の要件として修得すべき単位のうち、第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

## (単位の授与)

第14条 授業科目の履修は、単位制とし、履修した授業科目に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、第18条第2項の授業科目については、別に定める基準により単位を与えることができる。

- 2 成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。ただし、100点を満点とする評価を行うことが難しい授業科目については、別に定める方法によることができる。

## 第15条 (削除)

## (入学前の既修単位等の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得したものを含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った第17条の2に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、合わせて30単位を超えないものとする。

## (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、当該他大学等の授業科目を履修させ、修得した単位のうち30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第31条の規定による留学の場合に準用する。この場合において、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、前項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第17条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において、与えることができる単位は、前条の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

## (単位算定の基準)

第18条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位

- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(履修登録単位数の制限)

- 第18条の2 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間及び1学期間に履修登録することができる単位数を制限する。
- 2 履修登録単位数の制限及びその取り扱いについては、別に規程で定める。

(教育職員免許状の取得)

- 第19条 教育職員免許状取得のための所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法の定めるところに従って必要な単位を修得しなければならない。
- 2 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

国際言語文化学部	英語英文学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	外国語 (英語)
	国際日本文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語
現代人間学部	生活環境学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭
	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	
社会情報課程		高等学校教諭一種免許状	情報

(司書資格の取得)

- 第20条 司書となる資格を得ようとする者は、図書館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(博物館学芸員資格の取得)

- 第20条の2 博物館学芸員となる資格を得ようとする者は、博物館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(司書教諭資格の取得)

- 第20条の3 司書教諭となる資格を得ようとする者は、第19条に定める科目を履修するほか学校図書館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

- 第20条の4 現代人間学部こども教育学科において、保育士となる資格を得ようとする者は、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則の定めるところにより、第10条に定める科目の単位を修得しなければならない。

第20条の5 (削除)

第20条の6 (削除)

(公認心理師受験資格の取得)

第20条の7 現代人間学部心理学科において、公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法の定めるところにより、本学が別に定める科目の単位を修得しなければならない。

## 第6章 卒業及び学位の授与

### (卒業及び学位)

第21条 第4条に定める年数以上本学に在学し、所定の授業科目を履修して、その単位を修得した学生には卒業証書を授与する。

- 2 卒業の要件となる単位の修得については、別に定める。
- 3 卒業の時期は、学年の終わり又は学期の終わりとする。
- 4 本学を卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

#### 国際言語文化学部

英語英文学科	学士（文学）
国際日本文化学科	学士（人間文化）

#### 現代人間学部

生活環境学科	学士（生活環境）
心理学科	学士（心理学）
こども教育学科	学士（こども教育）
社会情報課程	学士（社会情報）

### (卒業延期)

第21条の2 卒業の要件を満たした者が卒業時期の延期を希望するときは、これを許可することができる。

- 2 卒業延期について必要な事項は、別に定める。

## 第7章 入学

### (入学時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生の入学の時期は、別に定める。

### (入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

### (入学願)

第24条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書の提出その他の必要な手続きをしなければならない。

(入学許可)

第25条 学長は、学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上、入学を許可する。

(入学手続)

第26条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓書及び在学保証書の提出及びその他の必要な入学手続きをしなければならない。

2 入学を許可された者が前項の手続きをしないときは、入学許可を取り消すことができる。

(保証人)

第27条 保証人は、父母又はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

2 父母又はこれに代わるべき者の許から直接通学できない者は、副保証人を必要とする。

3 副保証人は、京都市内又はその附近に在住する成年者で本学が適当と認めた者とする。ただし、外国人留学生にあっては、別に定める。

4 保証人は、その学生の在学中における一切のことについて連帯の責任を負わなければならない。

5 保証人が死亡し、又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出るものとする。

## 第8章 転学、編入学、転学部、転学科、留学、 休学、退学、除籍及び再入学

(転入学)

第28条 他の大学から、本学に転入学しようとする者は、転入学願を提出しなければならない。

2 学長は審査の上、転入学を許可する。

3 転入学願には、現に在学する大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

(編入学)

第29条 本学に編入学しようとする者は、編入学願を提出しなければならない。

2 学長は、編入学定員を超えない範囲で、3年次に編入学を許可する。

3 前項の規定にかかわらず、2年次の学年定員に欠員が生じた場合には、2年次に編入学により学生を受け入れることがある。この場合の修業年限は3年とする。

4 前2項の規定により本学に編入学を志願できる者は、次のとおりとする。

(1) 3年次編入にあっては、大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、卒業要件となる単位を62単位以上修得した者又は修得見込みの者とし、2年次編入にあっては、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学し、卒業要件となる単位を31単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者。ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有するものに限る。

(4) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者。

5 前4項に定めるほか、編入学に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(転出)

第30条 本学から他の大学に転学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

- 第30条の2 本学の学生で転学部及び転学科を希望する者があるときは、学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。
- 2 転学部及び転学科に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(留学)

- 第31条 外国の大学で学修しようとする者は、留学願を提出しなければならない。
- 2 学長は、留学の期間が1年を超えない期間の範囲で留学を許可する。ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内に限り延長の許可をすることがある。
- 3 留学の期間は、在学の期間に算入する。

(休学及び復学)

- 第32条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3ヵ月以上休学しようとする者又は休学の事由が止み復学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。なお、疾病の場合は医師の診断書の提出を要する。

(休学の期間)

- 第32条の2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の許可を得て、さらに1年以内に限り休学することができる。
- 2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

(退学)

- 第33条 退学しようとする者は、その事由を具して、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第33条の2 学生が次の各号の一に該当するときは、除籍することができる。
- (1) 第5条に掲げる在学期間を超えたとき。
  - (2) 第32条の2に規定する休学期間を超えてもなお復学できないとき。
  - (3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められるとき。
  - (4) 授業料及び教育充実費又は在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき。
  - (5) 死亡したとき。
  - (6) 長期にわたり行方不明となったとき。
- 2 前項第4号により除籍された者が、別に定める期間内に未納の額を納入し、復籍を願い出たときは、除籍を取り消すことがある。

(再入学)

- 第34条 本学を退学し再度入学を希望する者があるときは、審査の上、これを許可することがある。
- 2 再入学に関し必要な事項は、別に規程で定める。

## 第9章 学生納入金

(入学検定料、入学金及び授業料等)

- 第35条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項の費用のほか、実習費等を徴収する場合がある。
- 3 既納の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費料は、返還しない。

(納入期)

第36条 入学検定料及び入学金は、指定する期日までに納めなければならない。

2 授業料及び教育充実費は、年額の2分の1相当額を次の納入期に納めなければならない。ただし、新入学生にあつては、別に納入期日を設ける。期日までに納入がないときは、入学の許可を取り消すことがある。

学期	納入期
前期	4月1日から4月30日まで
後期	10月1日から10月31日まで

第36条 (削除)

第37条 (削除)

(授業料等の延納及び分納)

第38条 授業料及び教育充実費の全部又は一部を指定する期日までに納入できない事由があるときは、遅滞なく願い出て延納又は分納の許可を受けなければならない。

2 前項の延納及び分納に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(休学中の在籍料)

第39条 学年又は学期を通して休学を許可された場合は、別表に定める在籍料を指定する期日までに納めなければならない。

2 既納の在籍料は、返還しない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の減免)

第40条 成績優秀にして、学資の支弁が極めて困難な者、その他本学が定める条件を満たす者には、入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費を減免することがある。

2 前項の減免に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(奨学金)

第41条 成績優秀な者又は経済的理由により修学困難な者には、選考の上、奨学金を支給又は貸与することができる。

2 奨学生及び奨学金に関し必要な事項は、別に規程で定める。

## 第10章 科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、 外国人留学生及び外国人研究員

(科目等履修生・単位互換履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち、1又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で、大学間の協定に基づき、特定の授業科目を定め履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、単位互換履修生として許可することができる。

3 科目等履修生及び単位互換履修生に対する単位の授与については第14条の規定を準用する。

4 科目等履修生及び単位互換履修生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(聴講生)

第43条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち、1又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する女子及び外国の大学との協定に基づき、本学に留学を希望する女子があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(外国人研究員)

第45条 外国の大学との協定に基づき、本学において研究を希望する者があるときは、選考の上、外国人研究員として受け入れることがある。

## 第11章 公開講座

(公開講座)

第46条 本学は、随時に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞 罰

(表彰)

第47条 学生として品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行ある者には、表彰することがある。

(懲戒)

第48条 学則その他本学の定める諸規程に違反し、学生の本分に反する行為のあったときは、学長は懲戒を行う。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する学生に対してのみ行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第13章 職員組織

(職員)

第49条 本学に学長、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員その他職員を置く。

2 本学に副学長を置くことがある。副学長は学長を助け、学長の命を受け校務をつかさどる。

3 学部に学部長を置く。学部長は学部を統括し、校務をつかさどる。

4 学科に学科主任を置く。学科主任は学科の業務を掌理する。

5 社会情報課程に課程長を置く。課程長は課程を統括し、校務をつかさどる。

(教授会)

第50条 学部及び社会情報課程に学校教育法第93条第1項に規定する教授会を置く。

(教授会の審議事項)

第51条 教授会の審議事項は、別に規程で定める。

#### 第14章 教育研究センター

(教育研究センター)

第52条 本学に次の教育研究センターを置く。

- (1) 教育センター
- (2) キャリアセンター
- (3) カトリック教育センター
- (4) 国際教育センター

2 教育研究センターに関する必要な事項は、別に規程で定める。

#### 第15章 図書館情報センター

(図書館情報センター)

第53条 本学に図書館情報センターを置く。

2 図書館情報センターに関する必要な事項は、別に規程で定める。

#### 第16章 附属施設

(附属施設)

第54条 本学に次の附属施設を置く。

- (1) 心理臨床センター
- (2) 学生寮

2 附属施設に関し必要な事項は、別に規程で定める。

#### 第17章 補 則

(細則)

第55条 この学則の実施に際し必要な事項は、別に細則で定める。

(学則の改正)

第56条 この学則の改正には、大学評議会の議を経て、学校法人ノートルダム女学院理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月22日改正)

この改正は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年3月20日改正)

この改正は、昭和42年4月1日から施行する。但し、昭和42年3月31日以前の入学者の授業料については、従前の例による。

附 則（昭和 43 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 44 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 46 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお、昭和 46 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。但し、第 1 0 条別表の改正は、この限りでない。

附 則（昭和 47 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 47 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 48 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 49 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 50 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 50 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 51 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 51 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 3 月 22 日改正）

この改正は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。なお、昭和 52 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 53 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 54 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 54 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料および別表については、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 3 月 21 日改正）

この改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は昭和 54 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 55 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 55 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 56 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 56 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 57 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 58 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 59 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 60 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 61 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年 3 月 16 日改正）

この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 61 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 62 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 3 月 16 日改正）

この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 63 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 16 日改正）

この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。但し、平成元年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 3 条第 1 項の改正は、平成元年 11 月 1 日から適用する。なお、平成 2 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月 6 日改正）

この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 3 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 1 月 22 日改正）

この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 3 条第 1 項の改正は、平成 3 年 11 月 1 日から適用し、第 7 章の改正は、平成 4 年 3 月 1 日から適用する。なお、平成 4 年 3 月 31

日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 1 月 20 日改正）

この改正は、平成 4 年から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、平成 4 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 5 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 3 月 11 日改正）

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 5 条第 1 項の改正は、平成 5 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 6 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 1 月 17 日改正）

この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 7 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 1 月 16 日改正）

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 7 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 8 年 3 月 31 日以前の入学者については、第 1 1 条別表の生活文化学科専門教育科目のうち平成 7 年度以前入学者にも適用する 3 科目及び特定目的海外研修科目を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 1 月 14 日改正）

- 1 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 8 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 9 年 3 月 31 日以前の入学者については、第 1 1 条別表の英語英文学科専門教育科目のうち平成 8 年度以前入学者にも適用する 3 科目及び特定目的海外研修科目を除き、なお従前の例による。
- 2 第 1 1 条別表の司書に関する科目は、図書館法施行規則の一部改正（平成 8 年 8 月 28 日省令第 27 号）に伴い平成 9 年 4 月 1 日に改正し、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、旧規程と新規程の経過措置として旧規程の科目の単位を平成 10 年 3 月 31 日まで存続させ、平成 8 年度以前入学者については、平成 12 年 3 月 31 日までの間、旧規程で修得した科目の単位を新規程の相当する科目の単位とみなす。

附 則（平成 10 年 1 月 20 日改正）

- 1 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 5 条、第 1 6 条の改正、及び別表（第 1 1 条関係）の改正における教養共通科目統合科目「コンピューターの基礎」については、平成 10 年度以後の入学者に適用する。
- 3 第 3 4 条及び第 3 6 条の改正は、平成 9 年 10 月 1 日から適用する。ただし、平成 9 年度以前の入学者に係る授業料の年額については、改正後の第 3 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 9 年度以前において、本学との協定に基づき、本学の授業科目を履修した他大学（外国の大学を含む。）の学生については、改正後の第 4 2 条の規定により履修したものとする。
- 5 別表（第 1 1 条関係）の英語英文学科専門教育科目「同時通訳法」の改正に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。

附 則（平成 10 年 12 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 6 条の 2 は、平成 10 年 10 月 1 日から適用する。ただし、平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の年額については、第 3 6 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 4 0 条の改正は、平成 10 年 10 月 1 日から適用する。ただし、平成 10 年度以前の入学者に係る休学中の授業料については、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る。

- 4 第49条及び第50条の改正は、平成11年1月1日から適用する。
- 5 別表（第11条関係）の英語英文学科専門教育科目「同時通訳入門」「外国語としての日本語」に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。
- 6 別表（第11条関係）の生活文化学科専門教育科目「住生活学」「住宅論」「住居史」「住宅構造学Ⅰ・Ⅱ」「住居材料学実習」「家庭教育」に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。

附 則（平成11年12月22日改正）

- 1 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第3条、第6条、第10条、第11条、第15条、第19条及び第21条の改正は、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条に定める英語英文学科及び生活文化学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成12年度	英語英文学科	収容定員	710名	生活文化学科	収容定員	240名
平成13年度	〃	〃	620名	〃	〃	160名
平成14年度	〃	〃	530名	〃	〃	80名

附 則（平成12年12月21日改正）

- 1 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
  - 2 改正後の第6条に定める英語英文学科の平成13年度から平成14年度までの収容定員については、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。
- |        |        |      |      |
|--------|--------|------|------|
| 平成13年度 | 英語英文学科 | 収容定員 | 642名 |
| 平成14年度 | 英語英文学科 | 収容定員 | 574名 |
- 3 第11条（別表）（博物館学芸員に関する科目を除く）の改正は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。
  - 4 第19条の改正は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。
  - 5 第10条、第11条及び第20条の2の改正については、平成12年度以後入学者のうち人間文化学科入学者に適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
  - 6 第30条の2の改正は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則（平成13年12月12日改正）

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月12日改正）

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月9日改正）

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月15日改正）

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月18日改正）

- 1 第34条に関する改正は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 第54条に関する改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 第10条、第11条、第11条（別表）及び第15条の改正は、平成16年4月1日から

施行する。

なお、この改正は、平成 16 年度入学者から適用し、平成 15 年度以前の入学者については従前の例による。

附 則（平成 16 年 12 月 22 日改正）

- 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 11 条別表（人間文化学部の「キリスト教音楽」「キャリア形成」「ことばの習得」「演劇法の基礎」「演劇法」「栄養学概論」「ライフステージと食生活」「食品官能評価論」及び「食品流通論」を除く。）、第 15 条、第 19 条及び第 21 条の改正は、平成 17 年度入学者から適用し、平成 16 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 6 条に定める人間文化学科及び生涯発達心理学科の平成 17 年度から平成 19 年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成 17 年度	人間文化学科	収容定員 211 名	生涯発達心理学科	収容定員 389 名
平成 18 年度	人間文化学科	収容定員 226 名	生涯発達心理学科	収容定員 274 名
平成 19 年度	人間文化学科	収容定員 241 名	生涯発達心理学科	収容定員 137 名

附 則（平成 17 年 3 月 9 日改正）

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日改正）

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条（別表）の改正は、平成 18 年度入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、「インターンシップ」「英語で学ぶ日本文化」「日中文化交流史」「専門書講読Ⅰ」「専門書講読Ⅱ」及び「教育経営論」に係る改正は、平成 16 年度入学者から適用し、平成 15 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第 19 条の改正は、平成 18 年度入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

文学部生活文化学科は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 18 年 11 月 22 日改正）

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条の 4、及び第 21 条の改正は、平成 19 年度入学生から適用し、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 6 条に定める人間文化学部生活福祉文化学科の平成 19 年度から平成 21 年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成 19 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	293 名
平成 20 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	190 名
平成 21 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	95 名

附 則（平成 18 年 12 月 20 日改正）

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条別表（小学校教育実習及び幼稚園教育実習に係るものを除く。）の改正は、平成 19 年度入学生から適用し、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 26 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 19 日改正）

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条、第 11 条及び第 11 条別表の改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 1 月 30 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日改正）

この改正は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。ただし、別表 1 の改正は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日改正）

- 1 この改正は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 第 15 条の人間文化学科に係る改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 別表 1 の改正は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 1 月 28 日改正）

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条に定める人間文化学部人間文化学科の平成 22 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成 22 年度 人間文化学部人間文化学科 収容定員 248 名

附 則（平成 21 年 3 月 18 日改正）

この改正は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。ただし英語Ⅲ・Ⅳ（リーディング&ライティング）及び生活福祉文化学部のノートルダム学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに係る改正は、平成 20 年度入学者から適用し、平成 19 年度以前入学生については、なお従前に例による。

附 則（平成 21 年 5 月 20 日改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 28 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度入学生から適用し、平成 21 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 1 月 27 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日改正）

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 19 日改正）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度入学生から適用し、平成 22 年度以前入学生については、なお従前の例による（ノートルダム学Ⅰ～Ⅲ及び基礎技能演習の単位数の記載に係るもの並びにウェブデザイン実務士に関する科目に係るものを除く。）。

附 則（平成 23 年 1 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条及び別表 1 の改正は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日改正）

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 人間文化学部生活福祉文化学科及び生涯発達心理学科は、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 23 年 10 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条に係る改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。改正後の第 6 条に定める心理学部心理学科の平成 25 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

心理学部	心理学科	収容定員	670 名
	発達心理専攻	収容定員	129 名
	学校心理専攻	収容定員	210 名
	臨床心理専攻	収容定員	331 名

- 3 第 20 条の 6 及び別表 1 に係る改正は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、平成 24 年度以後に編入学した者及び再入学した者については、入学時点の学年にかかわらず、改正後の規定によることができる。

附 則（平成 24 年 1 月 17 日改正）

- 1 この改正は、第 21 条の 2 に係るものについては改正の日から、それ以外については平成 24 年 4 月 1 日から、それぞれ施行する。ただし、第 10 条、第 11 条、第 15 条並びに別表 1 に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件及び授業科目のうち次に掲げるもの並びに平成 23 年 10 月 18 日の改正に係る生活福祉文化学部専門教育科目に係る改正は、平成 24 年度以後の入学者に適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

ノートルダム学Ⅰ・Ⅱ、キリスト教音楽、基礎演習Ⅰ・Ⅱ、学びの扉Ⅰ・文化学、学びの扉Ⅱ・京都学、学びの扉Ⅲ・芸術学、学びの扉Ⅳ・文学、学びの扉Ⅴ・ことば学、学びの扉Ⅵ・女性学

- 2 平成 23 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正（平成 23 年 10 月 18 日の改正を含む。）前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。ただし、各学部（共通教育科目にあっては教務委員会）が別に定める期間内に限る。

- 3 平成 23 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。ただし、特に必要がある場合で、各学部（共通教育科目にあつては教務委員会）が適当と認めるときは、これ以外の科目の組合せについて読替えることができる。

新科目	旧科目
キリスト教入門	人間と宗教
健康スポーツ演習	健康スポーツ実習
アラビア語 I	アラビア語とアラブ文化 I
アラビア語 II	アラビア語とアラブ文化 II
日本語コミュニケーション I	言語コミュニケーション I
日本語コミュニケーション II	言語コミュニケーション II
日本語コミュニケーション III	言語コミュニケーション III
発展演習 I	専門書講読 I
発展演習 II	専門書講読 II
心理学研究法	心理学研究法入門
心理検査法	心理検査法入門
心理統計法 I 及び心理統計法 II	心理統計法
推測統計学 I 及び推測統計学 II	推測統計学

- 4 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
キャリア形成	キャリア形成 I
キャリア形成	キャリア形成 II
英語応用 a	英語応用 IV
英語応用 b	英語応用 VI
英語応用 c	英語応用 VII
英語応用 e	英語応用 II
英語応用 f	英語応用 III
英語応用 g	英語応用 I
英語応用 h	英語応用 V
英語応用 j	英語応用 VIII
日本古典文学講読	日本文学講読 I
日本近代文学講読	日本文学講読 II
日本文学特講	文学特講 I
識字活動と子どもの権利	識字活動と児童図書出版支援
昔話とストーリーテリング	口承文化としての昔話・伝説
図書館情報技術論	情報機器論
日中近代語彙比較論	日中文化比較語彙論
漢文学入門	文学特講 II
漢文学特講	日中文化交流史
朝鮮文化論	朝鮮文学講読
アラブ文学特講	文学特講 III
比較文学講読	比較文学講読 I
西洋美術史	西洋近代美術
音楽鑑賞法	音楽学概論
西洋思想史（古代・中世）	西洋思想史（古代）
キリスト教とラテン語 I	初歩のラテン語 I
キリスト教とラテン語 II	初歩のラテン語 II

精神医学Ⅰ	精神保健学
図書館制度・経営論	図書館経営論
図書館サービス概論	図書館サービス論
情報サービス論	情報サービス概説
○情報サービス演習Ⅰ	情報検索演習
情報サービス演習Ⅱ	レファレンスサービス演習
図書館情報資源概論	図書館資料論
情報資源組織論	資料組織概説
情報資源組織演習	資料組織演習
図書館情報資源特論	専門資料論
図書館サービス特論	資料特論
○図書・図書館史	図書及び図書館史
博物館情報・メディア論	視聴覚メディア論

(備考)

- 平成 23 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分（人間文化学科に入学した者が○印を付した新科目を履修した場合にあっては専門教育科目及び司書に関する科目の両方の区分）に算入する。
- 視聴覚メディア論の単位を既に修得した者で、博物館情報論の単位を修得していないものは、表の規定にかかわらず、博物館情報・メディア論を履修できる。ただし、卒業要件単位には算入しない。
- 司書に関する科目及び学芸員に関する科目の移行措置については、本学学則に定めるもののほか、関係法令の定めるところによる。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日改正）

- この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 15 条及び別表 2 並びに別表 1 に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件、必修科目及び次に掲げる授業科目に係る改正は、平成 25 年度以後の入学者に適用し、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

現代社会調査演習Ⅰ、現代社会調査演習Ⅱ

- 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。ただし、心理学部が別に定める期間内に限る。
- 平成 24 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。

新科目	旧科目
心理テスト入門	心理検査法入門
心理テスト実習	心理検査法実習

- 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
現代青年の心理学	青年心理学
パーソナリティ心理学	人格心理学
現代社会の心理学	社会心理学
対人関係の心理学	人間関係論
心理療法概論	心理療法技法論

(備考)

平成 24 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分に算入する。

附 則（平成 24 年 9 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目を履修することができる。ただし、生活福祉文化学部が別に定める期間内に限る。

附 則（平成 25 年 1 月 15 日改正）

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件、必修科目及び次に掲げる授業科目に係る改正は、平成 25 年度以後の入学者に適用し、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

現代社会調査演習Ⅰ、現代社会調査演習Ⅱ、発達検査論、老年期の心理学、教師論、教育学、道徳の指導法、特別活動の指導法

- 2 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）を履修することができる。ただし、各学部（共通教育科目にあっては教務委員会）が別に定める期間内に限る。
- 3 平成 24 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。

新科目	旧科目
英語基礎Ⅰ	英語Ⅰ（リーディング）
英語総合Ⅰ	英語Ⅰ（ライティング）
英語基礎Ⅱ	英語Ⅱ（リーディング）
英語総合Ⅱ	英語Ⅱ（ライティング）
心理テスト入門	心理検査法入門
心理テスト実習	心理検査法習

- 4 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
現代青年の心理学	青年心理学
パーソナリティ心理学	人格心理学
現代社会の心理学	社会心理学
対人関係の心理学	人間関係論
心理療法概論	心理療法技法論

（備考）

平成 24 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分に算入する。

- 5 平成 21 年度以前の入学生で、平成 24 年度までに総合演習の単位を修得していないものが、教育職員免許状の取得を希望するときは、取得を希望する校種に応じ、教職実践演習（中・高）又は教職実践演習（幼・小）の単位を修得しなければならない。

附 則（平成 25 年 2 月 19 日改正）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 24 日改正）

この改正は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 21 日改正）

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条、第 11 条及び別表 1 に係る改正は、平成 26 年度以後の入学者に適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成 25 年度以前の入学生については、前項の規定にかかわらず、この改正後の別表 1 の授業科目の履修をもって改正前の別表 1 の授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。この場合の履修方法等については別に定める。

附 則（平成 26 年 6 月 17 日改正）

この改正は、平成 26 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 17 日改正）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条中、心理学部に係る改正及び別表 1 のうち心理学部の専門教育科目に係る改正については、平成 27 年度以後の入学者に適用し、平成 26 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 第 15 条中、人間文化学部に係る改正については、前項の規定にかかわらず、平成 26 年度以後の入学者に適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成 26 年度以前の入学者は、第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる科目を履修することができる。ただし、国語学特講及びビジネスライティングについては、人間文化学部が別に定める期間内に限る。

国語学特講、ビジネスライティング、心理学英文講読（応用）

- 4 平成 26 年度以前の入学者が、この改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）のうち心理学英文講読（応用）の単位を修得したときは、改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち心理学英文講読の単位を修得したものとみなす。
- 5 旧科目のビジネスライティングの単位を修得した者は、新科目のキャリアとコミュニケーションを履修できない。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日改正）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表 1 のうち共通教育科目及び生活福祉文化学部専門教育科目（大学コンソーシアム京都提供専用科目を除く。）に係る改正については、平成 28 年度以後の入学者に適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年度以前の入学者で、老人福祉論Ⅰの単位を修得していないものは、前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の授業科目のうち老人福祉論を履修することができる。この場合において、当該科目を履修したときは、老人福祉論Ⅰを履修したものと読替える。
- 4 平成 27 年度以前の入学者で、西洋美術史の単位を既に修得した者は、西洋美術史Ⅱを履修できない。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、別表 1 のうち司書に関する科目に係る改正については、平成 29 年度以後の入学者に適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 6 平成 28 年度以前の入学者で、情報資源組織演習の単位を修得していないものは、前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の授業科目のうち情報資源組織演習Ⅰ及び情報資源組織演習Ⅱを履修することができる。この場合において、当該 2 科目の単位を修得したときは、情報資源組織演習の単位を修得したものと読替える。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日改正）

この改正は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 21 日改正）

この改正は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

## 附 則（平成 29 年 1 月 17 日改正）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の学則による生活福祉文化学部生活福祉文化学科及び心理学部心理学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該学部学科に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条第 4 項、第 15 条、第 19 条第 2 項、第 20 条の 4、第 20 条の 5、第 20 条の 6、第 21 条第 4 項に係る改正は、平成 29 年度以降の入学者に適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の学則に係る経過措置その他の必要な事項は、当該学部の教授会が定める。
- 5 改正後の学則第 6 条に定める学生の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までについては、次の表のとおりとする。

学部	学科	収容定員 (人)		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人間文化学部	英語英文学科	420	390	360
	人間文化学科	230	220	210
生活福祉文化学部	生活福祉文化学科	310	210	105
心理学部	心理学科	496	336	168
	現代心理専攻	94	64	32
	学校心理専攻	156	106	53
	臨床心理専攻	246	166	83
現代人間学部	福祉生活デザイン学科	70	140	210
	心理学科	100	200	300
	こども教育学科	70	140	210
計		1696	1636	1563

## 附 則（平成 29 年 7 月 25 日改正）

- 1 この改正は、平成 29 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 第 35 条別表の改正は、平成 30 年度入学生から適用する。

## 附 則（平成 30 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以後入学者から適用する。ただし、平成 29 年度以前に現代人間学部心理学科又は心理学部心理学科に入学した者については、公認心理師法の定める経過措置によることができる。

## 附 則（平成 30 年 5 月 25 日改正）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 1 月 17 日改正の附則第 5 項の表中、第 1 欄の「人間文化学部」は「国際言語文化学部」に、第 2 欄の「人間文化学科」は「国際日本文化学科」に読み替える。

## 附 則（平成 31 年 2 月 26 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（令和元年 9 月 24 日改正）

この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則（令和 2 年 4 月 21 日改正）

- この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、第 33 条の 2 第 1 項第 4 号、第 35 条、第 35 条の 2、第 38 条及び第 40 条の改正規定並びに別表の改正については、令和 3 年度入学生（転入学、編入学及び再入学を含む。）から適用するものとし、第 3 条第 1 項、第 6 条、第 19 条第 2 項、第 20 条の 5、第 20 条の 6 及び第 21 条第 4 項の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 2 年度以前の入学者に係る授業料その他の納入金（授業料、教育充実費、施設設備費、卒業費）については、なお従前のおりとし、既納の授業料その他の納入金は返還しない。
- 令和 2 年度以前の現代人間学部福祉生活デザイン学科入学者は、改正後の規定にかかわらず改正前の第 3 条第 1 項、第 6 条、第 19 条第 2 項、第 20 条の 5、第 20 条の 6 及び第 21 条第 4 項の規定を引き続き適用する。

## 附 則（令和 3 年 4 月 23 日改正）

- この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 6 条に定める国際言語文化学部の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和 4 年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際言語文化学部	英語英文学科	80 人	3 年次 2 人	327 人
	国際日本文化学科	50	3	203

## 附 則（令和 4 年 1 月 25 日改正）

- この改正は、令和 4 年 1 月 25 日から施行する。
- 第 52 条に係る改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則（令和 4 年 4 月 26 日改正）

- この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 6 条に定める現代人間学部及び社会情報課程の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 7 年度までについては、次の表のとおりとする。

学部等	学科	収容定員 (人)		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
現代人間学部	生活環境学科	280 【7】	280 【14】	280 【21】
	心理学科	400 【7】	400 【14】	400 【21】
	こども教育学科	280 【6】	280 【12】	280 【18】
社会情報課程		20	40	60
備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。				

## 附 則（令和 5 年 3 月 24 日改正）

- この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 6 条に定める国際言語文化学部の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度については、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国際言語 文化学部	英語英文学科	297	270	245
	国際日本文化学科	188	170	155

附 則（令和 6 年 2 月 27 日改正）

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 2 項及び第 20 条の 6 の改正規定については、令和 5 年度以前の入学者（令和 5 年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

## 別表 (第35条及び第39条関係)

## 1 入学検定料 (第35条関係)

区分	入試種別	入学検定料
ア	イ、ウ以外の入学試験	35,000 円
イ	総合型入学試験 指定校推薦入学試験 ノートルダム女学院高等学校内部進学 推薦入学試験 学校推薦入学試験 一般入学試験 外国人留学生入学試験 外国人留学生指定校推薦入学試験	10,000 円
ウ	大学入学共通テスト利用入学試験	5,000 円

ただし、学長が必要と認める場合は、入学検定料をこの表に関わらず決定することができる。

## 2 入学金、授業料及び教育充実費 (第35条関係)

入学金	授業料(年額)	教育充実費(年額)
200,000 円	840,000 円	340,000 円

ただし、卒業要件単位の不足により修業年限を超えて在籍する者及び第21条の2の規定により卒業の延期を許可された者の授業料は、以下に掲げるとおりとし、教育充実費を要しない。

## ① 不足単位が4単位以下の場合

授業料(学期)
210,000 円

(単位数の算出において、「卒業研究」及び通年科目は所定単位数の2分の1とする。以下同じ。)

## ② 不足単位が4単位を超える場合

授業料(学期)
$210,000 \text{ 円} + (20,000 \text{ 円} \times (\text{不足単位数} - 4))$ (最高額 420,000 円)

## ③ 卒業の延期を許可された場合

授業料(学期)
$100,000 \text{ 円} + (20,000 \text{ 円} \times \text{履修登録科目の総単位数})$ (最高額 420,000 円)

## 3 在籍料 (第39条関係)

学期
60,000 円



## 京都ノートルダム女子大学履修規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学則第10条に定める教育課程、授業科目及び単位並びに第21条第2項に定める卒業の要件となる単位の修得並びに授業科目の履修方法に関して、必要な事項を定める。

## (履修コース)

第2条 次の各学科に、履修コースを設ける。

## (1) 国際言語文化学部 英語英文学科

英語英文学コース 基礎的な英語力を身につけ、専門教養と柔軟で心豊かな人間性を兼ね備えた国際人の育成を目的とする。

グローバルリベラルアーツコース 自信に裏付けされた流暢な英語運用能力を涵養し、国際社会に貢献しうる教養と思考力を兼ね備えた人物の育成を目的とする。

## (2) 現代人間学部 心理学科

心理カウンセリングコース 臨床心理学と関連した演習科目の履修により医療、教育、福祉の現場に役立つカウンセリングの理論とスキルを身につけた女性の育成を目的とする。

社会・ビジネス心理コース 社会調査を基軸に企業や公的機関等と連携した実践的な学びにより産業の現場で役立つスキルを身につけた女性の育成を目的とする。

## (3) 現代人間学部 こども教育学科

幼児教育コース 幼児教育の振興の視点に立ち、幼稚園教諭一種免許状に加えて保育士資格も有した、心理学、対人援助の理論や技術、基礎的な英語力を持ち、特別な支援を要する幼児に対し、適切な配慮を行いながら、乳幼児の子育て・子育てを支援する保育者の育成を目的とする。

初等教育コース 「確かな学力」を身につけるため小学校の各教科・領域に関する知識と実践的指導力の基礎とともに、心理学、対人援助の理論や技術、基礎的な英語力を持ち、特別な支援を要する児童に対し、適切な配慮を行いながら、人間形成力をはぐくむことのできる教員を育成することを目的とする。

2 前項に定める学科の学生は、いずれか1の履修コースに属さなければならない。

3 各履修コースの分属その他履修に関して必要な事項は、各学部等において定める。

## (授業科目及び単位並びに履修方法)

第3条 授業科目は、共通教育科目、学科横断プロジェクト型科目、専門教育科目及び学際教育科目に分ける。

2 各授業科目は、必修科目、選択科目（選択必修科目を含む。）及び自由科目に分ける。

3 各学部は、必修科目以外の科目のうち、必ず履修登録すべき科目（以下「登録必修科目」という。）を定めることができる。登録必修科目は、当該学科主任が許可した場合に限り、履修しないことができる。

4 授業科目及びその単位数、本学学則第18条第1項第1号から第3号までの別に定める授業の時間、配当学年及び期間並びに履修方法、前提科目その他の履修条件等については、別表1のとおりとする。

5 前項に定める配当学年は、履修を推奨する学年とする。ただし、学長が教育上特に必要と認める場合を除き、配当学年より下の学年で履修することはできない。

6 学長が教育上特に必要と認めるときは、教授会又は教育センター会議の議を経て、第4項に定める授業の期間を変更して授業を行うことができる。

7 学長は、やむを得ない事情がある場合で、教育上支障がない場合に限り、教授会又は教育センター会議の議を経て、第4項別表1に定めるメディア利用科目（学則第13条第2項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目をいう。以下同じ。）以外の科目を、メディア利用科目に変更して授業を行うことができる。ただし、学生が本学学則第13条第4項に定める上限を超えて単位を修得することによる不利益が生じないよう周知その他の配慮を行うものとする。

## (他学科等科目の履修)

第4条 学生は、所属学部・学部等連携課程（以下「学部等」という。）・学科以外の学部等・学科が開設する授業科目のうち当該開設学部等・学科が他の学部等・学科に開放するもの（以下「他学科等科目」という。）を履修することができる。ただし、所属学部等が適当と認めるものに限る。

2 他学科等科目の履修により修得した単位は、前条第1項に定める学際教育科目の単位として算入する。

3 学生が、所属学部等・学科以外の学部等・学科が開設する授業科目のうち他学科等科目以外の授業科目の履修を希望するときは、所属学部等の長を通じて当該授業科目の属する学部等の長の許可を得た場合に限り履修することができる。ただし、当該授業科目の履修により修得した単位は、卒業に必要な単位に算入しない。

## (卒業の要件)

第5条 本学の卒業の要件は、本学学則第4条に定める年数以上本学に在学し、次の区分により授業科目を履修して、合計124単位以上を修得することとする。

## (1) 国際言語文化学部 英語英文学科

共通教育科目	20単位以上
専門教育科目	88単位以上
学際教育科目	0～16単位

## (2) 国際言語文化学部 国際日本文化学科

共通教育科目	26単位以上
専門教育科目	72単位以上
学際教育科目	0～26単位

## (3) 現代人間学部 生活環境学科

共通教育科目	24単位以上
学科横断プロジェクト型科目	0～6単位
専門教育科目	84単位以上
学際教育科目	0～16単位

## (4) 現代人間学部 心理学科

共通教育科目	24単位以上
学科横断プロジェクト型科目	0～6単位
専門教育科目	84単位以上
学際教育科目	0～16単位

## (5) 現代人間学部 こども教育学科

共通教育科目	24単位以上
学科横断プロジェクト型科目	0～6単位
専門教育科目	84単位以上
学際教育科目	0～16単位

## (6) 社会情報課程

共通教育科目	36単位以上
専門教育科目	68単位以上
学際教育科目	0～20単位

## (開講科目の公示)

第6条 開講科目及び時間割は、学年又は学期の始めまでに学生に公示する。

## (履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学年始めの所定の期間内に履修登録しなければならない。ただし、海外研修等通常の時期に履修登録できない授業科目については、当該期間と異なる期間及

び方法により履修登録するものとする。

- 2 履修しようとする授業科目は、授業時間割の上で同一時間に重複して履修登録することはできない。ただし、隔週開講等により同一時間であっても重複しない授業科目については、この限りでない。
- 3 一度合格した授業科目は再履修できない。
- 4 1つの授業科目の単位を分割して修得することはできない。
- 5 履修登録後に授業科目を変更しようとする場合は、一部の科目を除き、学期ごとに定める履修検討期間内に登録修正を行うことができる。ただし、前期及び後期にわたり開講される授業科目（以下「通年科目」という。）を後期に変更することはできない。
- 6 休学、留学その他やむを得ない事情によって通年科目の一部を履修できない場合は、学部の承認を得て、次年度において履修を継続することができる。

#### （履修中止）

第8条 学生は、学期ごとに定める履修中止届出期間に限り、履修登録した授業科目について、履修の中止を届出ることができる。

- 2 学生が履修の中止を届出した授業科目は、当該年度末に成績原簿から削除するものとする。
- 3 履修中止した科目の単位数は、履修登録単位数から控除する。

#### （編入学生等の履修）

第9条 本学学則第28条又は第29条の規定により、本学に転入学又は編入学した学生（以下「編入学生等」という。）については、転入学又は編入学を受入れた学年と同じ入学年度の規定を適用する。

- 2 編入学生等の既修得単位については、3年次編入の場合は62単位、2年次編入の場合は31単位をそれぞれ上限として、本学の卒業に必要な単位として認定することができる。
- 3 編入学生等の履修にあたっては、学部が特に必要と認めた場合は、第12条に定める履修登録単位数の上限を変更して適用することができる。

#### （成績評価及び単位の授与）

第10条 授業科目の成績評価は、筆記・口述試験、論文、レポート、実験、実習、実技及び授業参加度等を基に行う。

- 2 授業科目の成績評価は、学期末又は学年末に行う。ただし、春期休業期間中に実施する学外実習等の授業科目については、これによらないことができる。
- 3 成績評価は、次の基準により換算して成績原簿及び成績通知書（以下「成績原簿等」という。）に記載する。

成績評点等	評価	評価 (英語表記)
90点以上	秀	A
80点～89点	優	B
70点～79点	良	C
60点～69点	可	D
本学学則第16条、第17条及び第17条の2の規定により、 本学以外での学修を認定した授業科目	認	T
59点以下	不可	F
評価なし（試験欠席、出席時数不足等）	/	

- 4 本学学則第14条第2項ただし書きの規定により100点を満点とする評価が難しいものとして別に定める授業科目については、「合格」（英語表記は「P」）又は「不可」と表記する。
- 5 学生が履修した授業科目の成績評価及び修得単位は、学期末に本人及び保証人連名宛てに通知する。ただし、特段の事情がある場合を除き、通年科目及び夏期集中の授業科目については学年末に、第2項ただし書きに定める授業科目については翌学期末に通知する。

## (G P A)

第11条 前条の規定による成績評価に応じ下表により算出する得点をG P (Grade Point) といい、その合計を、履修登録した授業科目の総単位数で除して算出する1単位当たりの平均値をG P A (Grade Point Average) という。G P Aは、小数点以下第3位を切り捨てる。

成績評価	G P
秀	4
優	3
良	2
可	1
不可及び／	0

$$\frac{4 \times \text{「秀」の修得単位数} + 3 \times \text{「優」の修得単位数} + 2 \times \text{「良」の修得単位数} + 1 \times \text{「可」の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「不可」「／」の単位数を含む。）}}$$

- 「認」及び「合格」の評価、卒業のために必要な単位とならない授業科目の評価並びに第8条の規定により履修中止を届出た授業科目の評価については、前項におけるG P A算出の対象としない。
- 再履修した授業科目については、最新の成績評価だけをG P A算出の対象とする。
- G P Aは、成績原簿等に記載する。

## (履修登録単位数の上限)

第12条 本学学則第18条の2に定める、履修登録単位数の上限（以下「上限単位数」という。）は、別表1に定められた開講期を基に下表のとおりとする。ただし、学部が別に定めるところにより所定の単位を優れた成績で修得した学生については、翌年度の上限単位数を、下表の各欄の単位数に4を加えた数とすることができる。

年次		1年次		2年次		3年次		4年次	
前期	後期	26	26	26	26	26	26	26	26
年間		46		46		46		46	

- 前項の単位数には、学則第17条及び第17条の2の規定により本学以外での学修を認定する単位、長期休業期間に実施される集中科目の単位及び第7条第1項ただし書きに定める授業科目の単位を含まない。
- 教育上特に必要と認めるときは、学長は教授会の議を経て、当該学生の上限単位数を変更して適用することができる。

## (授業時間)

第13条 本学の授業時間は、下表の時間帯に行うことを標準とする。

講時	授業時間	1講時を2分割する場合の授業時間	
		前半	後半
第1講時	9:00~10:30	9:00~9:45	9:45~10:30
第2講時	10:45~12:15	10:45~11:30	11:30~12:15
第3講時	13:10~14:40	13:10~13:55	13:55~14:40
第4講時	14:55~16:25	14:55~15:40	15:40~16:25
第5講時	16:35~18:05	16:35~17:20	17:20~18:05

- 授業時間の計算にあたっては、45分（0.5講時）をもって1時間とみなす。
- 学外実習等の場合においては、第1項の表によらずに授業を行うことがある。この場合における授業時間の計算は、前項の規定にかかわらず、実時間によるものとする。

## (出席時間数)

第14条 出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の単位を与えない。ただし、シラバスに記載する等の方法により学生に明示した場合で、学生の学修の状況等に鑑みて担当教員が適当と認めた場合は、これ以外の基準によることができる。

## (試験)

第15条 試験を受けることができる授業科目は、履修登録した科目に限る。ただし、前条に規定する出席時間数の基準に満たない場合は、受験を許可しないことがある。

- 2 試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法（授業時に行う平常試験、レポートその他第10条に定める評価方法）とする。
- 3 定期試験は、筆記試験とし、試験時間は75分を標準とする。
- 4 定期試験は、定期試験期間に、通常授業とは異なる時間表を編成して実施する。
- 5 定期試験を実施する授業科目及び時間表等は試験開始の1ヵ月前までに公示する。

## (追試験)

第16条 病気、事故その他やむを得ない事由により定期試験を欠席した者については、本人の願い出により追試験を行うことがある。

- 2 前項による追試験を希望する者は、試験当日中に教務課へ連絡し、所定の期日までに本人が所定の書類により願い出なければならない。ただし、事情により代理人が願い出ることを認める。
- 3 追試験の受験の可否は、教務委員会で審査の上、決定する。
- 4 追試験を受験する者は、所定の追試験料を納付しなければならない。
- 5 追試験は、本試験と異なる方法で行うことがある。

## (再試験)

第17条 卒業判定を受ける年度までに履修した授業科目の成績において、卒業要件単位の不足と資格（二級建築士及び公認心理師の受験資格に限る。）の取得条件単位の不足の合計が4単位以内である者には、卒業判定教授会で審議の上、当該年度に不合格となった授業科目の中から、4単位を限度として再試験を行うことがある。ただし、卒業研究及び卒業論文並びに「評価なし」とされた授業科目は、再試験の対象とならない。

- 2 再試験を受験する者は、所定の再試験料を納付しなければならない。
- 3 再試験は、本試験と異なる方法で行うことがある。
- 4 再試験科目の成績評点は60点を最高とし、この得点を得た場合を合格とする。

## (不正行為)

第18条 試験において不正行為があった場合は、不正を行った者が当該学期に履修した科目の成績評価を原則として全て無効とし、学内に公示する。

- 2 前項により無効になった科目は、次学期以降に再履修することができる。ただし、教育実習及び教職実践演習の履修は、学長が特に必要と認めた場合を除き、以後認めない。
- 3 不正を行った者は、本学学則第48条により懲戒されることがある。

## (免許・資格の取得)

第19条 本学学則第19条から第20条の3まで定める免許・資格の取得を希望する者は、別表2に定める方法により授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

## 附 則（平成29年1月17日制定）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以後の入学者に適用し、平成28年度以前の入学者（平成28年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。以下同じ。）につ

いては、なお従前の例による。

- 2 平成28年度以前の入学者に適用する授業科目については、前項の規定にかかわらず、本規程に定める授業科目の履修をもって改正前の学則に定める授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。移行措置については各学部において別に定める。

附 則（平成29年12月20日改正）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以後の入学者に適用し、平成29年度以前の入学者（平成29年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。
- 2 以下に掲げる授業科目に係る改正及び別表1の改正のうち各学科の履修条件（共通教育科目に関するものに限る。）に係る改正については、前項の規定にかかわらず、平成29年度の入学者（平成29年度の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用する。

言語学概論  
 外国語としての日本語  
 京都資料論  
 情報科学（現代人間学部に係る改正に限る。）  
 衣生活実験Ⅰ  
 衣生活実験Ⅱ  
 心理カウンセリングフィールド研修  
 心理実習Ⅱ  
 ビジネスの基礎  
 初等教育実習Ⅱ a  
 初等教育実習Ⅱ b  
 アクティブラーニング指導法  
 若者と自殺-命のリレー講座-  
 こどもの保健Ⅰ  
 こどもの保健Ⅱ  
 図書館情報資源特論  
 博物館実習Ⅰ  
 博物館実習Ⅱ

- 3 平成29年度以前の入学者に適用する授業科目については、第1項の規定にかかわらず、改正後の授業科目の履修をもって改正前の授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。移行措置については各学部において別に定める。
- 4 別表2の改正のうち以下に掲げる授業科目に係る改正については、第1項の規定にかかわらず、平成29年度の入学者（平成29年度の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用することができる。

ことばの音と形態  
 専門講読（英文学）  
 専門講読（米文学）  
 Public Speaking  
 Debate  
 Comparative Culture  
 Comparative Culture Workshop  
 Intercultural Communication and Adjustment

- 5 平成28年度以前の入学者（平成28年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）にあつては、京都ノートルダム女子大学教職課程履修規程（平成28年3月31日制定）第2条別表について、前項の規定を準用する。

## 附 則（平成30年7月18日改正）

- この改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2に係る改正（人間文化学部及び人間文化学科の名称変更に係るものを除く。）については、平成31年度以後の入学者に適用し、平成30年度以前の入学者（平成30年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。
- 別表2に係る改正については、前項の規定にかかわらず、平成31年度以後に編入学した者（四年制大学から転入学した者を含まない。）に適用する。
- 別表1の改正のうち地域福祉論Ⅰに係るものについては、第1項の規定にかかわらず、平成29及び30年度の入学者（平成29及び30年度の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用する。
- 平成30年度以前の入学者（第2項に規定する者を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、改正前の別表1及び別表2に規定する下表第2欄の科目を、相当する第1欄の科目に改め、それぞれ第3欄の日から施行する。

第1欄	第2欄	第3欄
保育・教育課程論	保育課程論	平成33年4月1日
保育・教職実践演習（幼）	保育・教職実践演習	平成34年4月1日
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	平成33年4月1日
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法（中等）	平成32年4月1日

## 附 則（平成30年12月19日改正）

- この改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、人間文化学部及び人間文化学科の名称変更に係る改正を除き、平成31年度以後の入学者に適用し、平成30年度以前の入学者（平成30年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。
- 別表1の改正のうち英語実践（4技能）Ⅰ、英語実践（4技能）Ⅱ、応用プレゼンテーション演習、若者と自殺-いのちのリレー講座-及び日本語教授法に係るものについては、前項の規定にかかわらず、平成29年度以後の入学者（平成29年度以後の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用する。
- 別表1の改正のうち障害者・障害児の心理学及び健康・医療心理学に係るものについては、第1項の規定にかかわらず、平成30年度の入学者（平成30年度の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用する。

## 附 則（令和2年1月22日改正）

- この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、国際言語文化学部の専門教育科目に係る改正については、令和2年度以後の入学者に適用し、令和元年度以前の入学者（令和元年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。次項についても同様とする。）については、なお従前の例による。
- 第1項の規定にかかわらず、心理実習に係る改正については、平成30年度以後の入学者に適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則（令和2年9月16日改正）

- この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第6項、平成30年12月19日改正附則第2項及び別表1の短期インターンシップ、京都学並びにアラビア語の世界に係る改正を除き、令和3年度以後の入学者に適用し、令和2年度以前の入学者（令和2年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。以下についても同様に取り扱う。）については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、第17条第1項の公認心理師の受験資格に係る改正は、平成30年度以後の入学者に適用する。
- 第1項の規定にかかわらず、別表1の相談援助演習に係る改正については、平成31年度以降の入学者に適用する。
- 第1項の規定にかかわらず、別表2の英語実践（4技能）Ⅰ及び同Ⅱに係る改正については、改正の日から施行し、平成29年度以後の入学者に適用する。

- 5 別表2①の大学が独自に設定する科目欄のアクティブラーニングの指導法を削り、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目欄の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）中、教育評価の下にアクティブラーニングの指導法を加え、第1項の規定にかかわらず、令和元年度及び令和2年度の入学者に適用する。
- 6 令和2年度以前の入学者の履修に係る経過措置については、各学部において別に定める。

附 則（令和2年12月16日改正）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者（令和2年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月16日改正）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月20日改正）

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以後の入学者に適用し、令和3年度以前の入学者（令和3年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。以下についても同様に取り扱う）については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、文章作成法Ⅰに係る改正は、改正の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年度以後の入学者に適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、令和2年9月16日改正附則第1項及び令和2年12月16日改正附則に係る改正は、改正の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年1月19日改正）

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者（令和3年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表1の心理学入門、情報演習Ⅰa、情報演習Ⅰb、建築構造力学、デザイン論Ⅰ、デザイン論Ⅱ及びリハビリテーション論に係る改正は、令和3年度以後の入学者に適用し、令和2年度以前の入学者（令和2年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入した者を含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、キリスト教美術に係る改正は、全学年に適用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、別表1及び別表2の特別活動・総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法及び総合的な学習の時間の指導法に係る改正は、令和3年度以後の入学者に適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 第1項の規定にかかわらず、別表1の教育方法学及びICT活用教育に係る改正については、全ての学年の学生に適用する。ただし、令和2年度以前の入学者が教育方法学及びICT活用教育の単位を修得したときは、これら2科目を必修科目とし、教育の方法と技術を選択科目とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、別表2の教育方法学及びICT活用教育に係る改正について、令和3年度以前の入学者の履修方法は以下の通りとする。

（1）幼稚園

教育の方法と技術又は教育方法学から1科目選択必修とする。

（2）小学校

△教育の方法と技術、▲教育方法学及び▲ICT活用教育について、△又は▲のどちらか2単位から選択必修とする。

（3）中学校及び高等学校

□教育の方法及び技術、■教育方法学及び■ICT活用教育について、□又は■のどちらか2単位を選択必修とする。

- 7 第1項の規定にかかわらず、別表2④のAIとデータサイエンス入門に係る改正については、令和3年度以後の入学者に適用する。

## 附 則（令和4年3月16日改正）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者（令和3年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

## 附 則（令和4年3月31日改正）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則（令和5年1月18日改正）

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学者（令和4年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条、第8条及び第12条の改正は、全学年に適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別表1の哲学入門、司書課程科目の現代出版事情及び子どもと読書のメディアに係る改正並びに別表1及び別表2の科目共通開設に係る改正は全学年に適用する。

## 附 則（令和5年9月20日改正）

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者（令和5年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。
- 2 令和4年1月19日改正附則の改正は、令和5年9月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国際理解教育に係る改正は、全学年に適用する。

## 附 則（令和6年1月24日改正）

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者（令和5年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。以下についても同様に扱う。）については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表1のキャリア実習Ⅱ、インターンシップⅠ・Ⅱに係る改正は、全学年に適用する。
- 3 令和5年度以前入学者に係る保育学（実習及び家庭看護を含む）に係る改正については、第1項の規定にかかわらず、改正後の別表1に定める保育学の授業形態及び時間並びに備考を適用することができる。
- 4 別表2②の中学校・高等学校一種家庭に係る改正については、第Ⅰ項ただし書きの規定にかかわらず、令和6年度以後に編入学した者においても適用する。

## 別表 1

(国際言語文化学部英語英文学科)

(略)

(国際言語文化学部国際日本文化学科)

(略)

(現代人間学部生活環境学科)

(略)

(現代人間学部心理学科)

(略)

(現代人間学部こども教育学科)

(略)

(社会情報課程)

科目区分	コース ナンバー	授業科目名 (*は他学科等開放科目)	配当学年 及び期間	単位数			授業形態及び時間			備考 ([前]は前提科目、 [排]は排他科目)	
				必修	選択	自由	講義	演習	習 実 ・ 験 実 ・ 技 実		
教 養 科 目	人間と文化	GEH 1250	日本文学	1前		2		30			
		GEH 1200	外国文学	1後		2		30			
		GEH 1201	日本近現代史	1前		2		30			
		GEH 1202	東アジア近現代史	1前		2		30			
		GEH 1252	ヨーロッパ近現代史	1後		2		30			
		GEH 1150	歴史の中の女性	1後		2		30			
		GEH 1253	文化人類学	1後		2		30			
	生活と社会	GES 1200	暮らしの法律学	1前		2		30			
		<u>GES 1250</u>	<u>憲法と人権</u>	<u>1後</u>		<u>2</u>		<u>30</u>			
		GES 1251	暮らしの経済学	1後		2		30			
		GES 1201	国際関係論入門	1前		2		30			
		GES 1202	社会学概論	1前		2		30			
		GES 1150	ジェンダー論	1後		2		30			
	人間と自然	GEN 1400	身近な自然科学	1前		2		30			
		GEN 1201	身近な医学	1・2前		2		30			
GEN 1150		生命倫理	1後		2		30				
GEN 1401		心理学入門	1前		2		30				
<u>GEN 2450</u>		<u>AIとデータサイエンス入門</u>	<u>2後</u>		<u>2</u>		<u>30</u>				
共 通 教 育 科 目	外 国 語	GBE 1302	英語理解 I	1前	1			30			
		GBE 1303	英語表現 I	1前	1			30			
		GBE 1352	英語理解 II	1後	1			30			
		GBE 1353	英語表現 II	1後	1			30			
		<u>GBE 2300</u>	<u>日常の英会話</u>	<u>2前・後</u>		<u>1</u>		<u>30</u>			
		<u>GBE 2350</u>	<u>旅行の英会話</u>	<u>2後</u>		<u>1</u>		<u>30</u>			
		<u>GBE 2351</u>	<u>留学の英会話</u>	<u>2後</u>		<u>1</u>		<u>30</u>			
		<u>GBE 2301</u>	<u>おもてなしの英会話</u>	<u>2前</u>		<u>1</u>		<u>30</u>			
		<u>GBE 2307</u>	<u>ビジネス英会話</u>	<u>2前</u>		<u>1</u>		<u>30</u>			
		GBE 2352	歌って覚える英語表現	2後		1		30			
	基 礎 科 目	GBE 2308	英語リスニング	2前		1		30			
		GBE 2354	実用英語基礎	2後		1		30			
		GBE 2305	身近な英文法	2前		1		30			
		<u>GBE 2306</u>	<u>英語実践 (4技能) I</u>	<u>1・2・3・4前</u>	<u>1</u>			<u>30</u>			集中
		<u>GBE 2356</u>	<u>英語実践 (4技能) II</u>	<u>1・2・3・4後</u>	<u>1</u>			<u>30</u>			集中
		GBF 1300	ドイツ語	1前		2		60			週2コマ
		GBF 1350	フランス語	1後		2		60			週2コマ
		GBF 1301	スペイン語	1前		2		60			週2コマ
		GBF 1351	アラビア語	1後		2		60			週2コマ
		GBF 1302	中国語 I	1前・後		2		60			週2コマ
GBF 1352	中国語 II	1後		2		60			週2コマ		
GBF 2300	中国語 III	2前		2		60			週2コマ		
GBF 1303	コリア語 I	1前・後		2		60			週2コマ		
GBF 1353	コリア語 II	1後		2		60			週2コマ		
GBF 2301	コリア語 III	2前		2		60			週2コマ		

基 盤 科 目	GBF 1354	海外研修（語学）Ⅰ	1・2・3・4夏	2		60		集中	
	GBE 1355	海外研修（語学）Ⅱ a	1・2・3春	2		60		集中	
	GBE 1356	海外研修（語学）Ⅱ b	1・2・3・4夏	2		60		集中	
	GBJ 1300	日本語講読Ⅰ	1前	1		30		外国人 留学生 のみ適用	
	GBJ 1350	日本語講読Ⅱ	1後	1		30			
	GBJ 1301	日本語表現Ⅰ	1前	1		30			
	GBJ 1351	日本語表現Ⅱ	1後	1		30			
	GBJ 2300	日本語特講Ⅰ	2前	1		30			
	GBJ 2350	日本語特講Ⅱ	2後	1		30			
	リテラシー・スポーツ科目	GBL 1200	文章作成法Ⅰ	1前・後	1		15		前半7.5コマ 後半7.5コマ 前半7.5コマ
	GBL 1201	文章作成法Ⅱ	1前・後	1		15			
	GBL 1151	体育講義	1後	1		15			
	GBL 1100	体育実技	1前	1			30		
	GBL 1150	健康スポーツ演習	1前・後	2			30		
	カトリック教育科目	GCE 1102	キリスト教学	1前・後	2		30		メディア利用 (学則第13条 第2項適用)
	GCE 1103	キリスト教音楽概論	1前・後	2		30			
	GCE 2102	聖書とキリスト教	2前	2		30			
	GCE 2150	キリスト教と日本文化	2後	2		30			
	GCE 2101	キリスト教思想	2前	2		30			
GCE 2151	キリスト教美術	2後	2		30				
ライフキャリア形成科目	GCP 1102	ノートルダム学	1・2前	1		15		前半7.5コマ 後半7.5コマ 集中 集中 集中 集中 集中 集中	
GCP 1101	女性とライフキャリア	1前	2		30				
GCP 2101	子育てとワークライフバランス	2前	1		15				
GCP 1500	ホスピタリティ入門	1前・後	2		30				
GCP 3501	キャリア形成	3前・後	2		30				
GCP 2500	キャリア形成ゼミ	2通	2			30			
GCP 1501	キャリア実習Ⅰ	1・2通	1			30			
GCP 1502	キャリア実習Ⅱ	1・2通	1			30			
GCP 3502	インターンシップⅠ	3・4通	1			30			
GCP 3503	インターンシップⅡ	3・4通	1			30			
GCP 2551	海外キャリア実習	2・3・4夏・春	2			60			
社会情報基礎科目	INF 1200	社会情報概論	1前	2		30			メディア利用 (学則第13条 第2項適用)
	INF 1400	社会情報基礎演習Ⅰ	1前	1		30			
	INF 1450	社会情報基礎演習Ⅱ	1後	1		30			
	INF 2500	社会情報発展演習Ⅰ	2前	1		30			
	INF 2550	社会情報発展演習Ⅱ	2後	1		30			
	GEN 1202	情報の科学と倫理	1前	2		30			
	GEH 1254	哲学入門	1後	2		30			
	CSA 2259	* インターネット社会論	2・3・4後	2		30			
	INF 2250	* ICTビジネス論	2・3後	2		30			
	GEN 1450	暮らしの統計学	1後	2		30			
	GBL 3400	AIとデータサイエンス	3前	2		30			
	GBL 2250	情報技術リテラシー	2後	2		30			
	GBL 2451	プログラミング演習	1後	2		30			
	GBL 2200	アルゴリズム基礎	2前	2		30			
	GBL 2450	情報処理	2前・後	2		10	20		
	GBL 1452	SNSコミュニケーションスキル	1後	2		30			
	CSA 2305	* プレゼンテーション概論	2・3・4前	2		30			
社会情報連携科目	GBL 2300	アカデミック・ライティング	2前・後	2		30		[排]情報演習Ⅰb [排]情報演習Ⅰa メディア利用 (学則第13条 第2項適用)	
	GBL 1401	情報演習Ⅰa	1前・後	1		30			
	GBL 1402	情報演習Ⅰb	1前	1		30			
	GBL 2400	情報演習Ⅱ	2前・後	1		30			

情報実践科目	INF 2450	プログラミング実践	2後	2	30				
	CSA 2457	* プレゼンテーション演習	2・3・4後	2		30			
	GBL 3500	話し方と自己表現	3前	2	30				
	INF 2600	社会情報フィールド研修	2通	2			30	集中	
	INF 2603	社会情報キャリア実習	2・3通	2			30	集中	
	INF 2604	社会情報海外キャリア実習	2・3通	2			30	集中	
	INF 3200	* 情報通信ネットワーク	3前	2	30				
	INF 3601	* インタラクティブメディア演習	3前	2			30	集中	
	CNS 2601	* 子供のネット安全教育の理論と実践	2・3・4通	2	15	15		集中	
国際日本文化領域	CSA 1254	国際日本文化論	1・2後	2	30				
	CSA 1204	* 国際関係論	1・2前	2	30				
	CSA 2123	* 哲学とキリスト教	1・2前	2	30				
	CSA 2307	* スピーチの基礎	2・3・4前	2		30			
	CSA 1252	* 現代ジャーナリズム入門	1・2後	2	30				
	CSA 2411	* 情報・メディアの文化とリテラシー	2・3・4前	2	30				
	CSA 2218	図書館情報技術論	2・3・4前	2	30			司書に関する科目を兼ねる。	
	CSA 2260	* 子どもの読書とメディア	2・3・4後	2	30			司書に関する科目を兼ねる。	
	CSA 1454	博物館情報・メディア論	1・2・3・4後	2	30				
生活環境領域	LDA 2205	* 生活経済学	2前	2	30				
	SLB 1450	現代社会と家庭経営	1後	2	30				
	LDA 3450	* 家族社会学	3後	2	30				
	LDA 1450	* 消費生活	1前	2	30				
	LDA 2256	* ライフプランニング論	2後	2	30				
	LDR 2201	* ビジネスの基礎 I	2前	2	30				
	LDR 2252	* ビジネスの基礎 II	2後	2	30			[前]ビジネスの基礎 I	
	LDR 3203	* マーケティング論	3前	2	30				
	LDR 3253	* ソーシャルマーケティング論	3後	2	30				
	LDA 1251	暮らしと電気・エネルギー	1後	2	30			集中	
社会情報展開科目	LDA 2250	* 服飾心理学	2後	2	30				
	LDA 2408	* 住環境デザイン	2前	2	30				
	心理領域	PSA 1250	* 教育心理学概論	1・2後	2	30			
		PSA 2201	* 発達心理学概論	2・3前	2	30			
		PSA 2251	* 現代青年の心理学	2・3後	2	30			
		PSA 3201	* 高齢者の心理学	3・4前	2	30			
		PSA 2502	* 障害者・障害児心理学	2・3前	2	30			
		PSA 2205	* 知覚・認知心理学	2・3前	2	30			
		PSA 2254	* 学習・言語心理学	2後	2	30			
		PSA 2500	* 対人関係論	2・3前	2	30			
PSA 2552		* 家族臨床心理学	2後	2	30				
PSA 1500		* 心理カウンセリング概論	1前	2	30				
教育・こども領域	PSA 2203	* 消費者行動の心理学	2・3前	2	30				
	EDB 1201	教育原理	1前	2	30				
	EDN 2255	教育史	2後	2	30				
	EDN 3202	教育方法学	3前	1	15			前半7.5コマ	
	EDP 3403	ICT活用教育	3前	1	15			後半7.5コマ	
	EDN 3402	* 情報教育	3後	2	30				
	EDN 3401	環境教育	3前	2	30				
	EDN 4500	* 国際理解教育	4前	2	30				
	EDP 1253	算数	1後	2	30				
	INF 2501	教育社会学	2前	2	30				
卒業研究	INF 2251	特別支援教育	2後	2	30				
	INF 2402	情報メディアの活用	2・3・4前	2	30				
	INF 3400	情報科教育法 I	3前	2	30				
	INF 3650	情報科教育法 II	3後	2	30				
専門演習	INF 3600	社会情報演習	3通	4			60		
	INF 4600	卒業研究	4通	8				学則第18条第2項適用	

科教学 目育際	IDE 1252	海外文化研修	1・2・3・4夏	1		30	集中
<p><b>【履修条件】</b></p> <p>(1) 共通教育科目          必修科目14単位、教養科目の人間と文化及び生活と社会の2領域から各4単位以上及び人間と自然領域の選択科目から2単位以上、外国語科目の選択科目から4単位以上、カトリック教育科目の選択科目から2単位以上、ライフキャリア形成科目から2単位以上、全体から選択4単位以上、合計36単位以上修得する。ただし、外国人留学生にあっては、外国人留学生専用の日本語科目6単位の修得をもって外国語の必修科目の単位数に充てることができる。</p> <p>(2) 専門教育科目          必修科目として社会情報基礎科目8単位、社会情報実践科目1単位、専門演習・卒業研究12単位の計21単位を修得し、選択必修科目として社会情報基礎科目から12単位以上、社会情報実践科目の選択科目から情報演習I a又は情報演習I bいずれか1単位を含み9単位以上、社会情報基礎科目及び社会情報実践科目の全体から選択6単位以上、社会情報展開科目の中から12単位以上、全体から選択8単位以上、合計68単位以上を修得する。</p> <p>(3) 学際教育科目          海外文化研修及び他学科等科目から20単位まで履修できる。なお、他学科等科目の科目構成については、年度ごとに別途定める。</p> <p>(4) (1)～(3)全体で124単位以上修得する。</p> <p>「期間」の凡例 前=前期、後=後期、通=通年、夏=夏期休業期間（集中）、春=春期休業期間（集中）</p>							

(免許・資格科目)

①中等教職課程（英語英文学科、国際日本文化学科、生活環境学科及び社会情報課程に適用する。）

科目区分	コース ナンバー	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態及び時間			備考 （〔前〕は前提科目、〔共 通開設〕は初等教育課程 との共通開設科目）
				必修	選択	自由	講義	演習	習 実 ・ 験 ・ 実 ・ 技 実	
教科及び 教職に 関する 科目	TEA 2805	教職論	2前			2	30			[共通開設]
	TEA 1800	教育原理	1・2前			2	30			[共通開設]
	TEA 2856	教育史	2後			2	30			[共通開設]
	TEA 2806	教育心理学	2前			2	30			[共通開設]
	TEA 2850	教育社会学	2前			2	30			[共通開設]
	TEA 2857	教育経営論	2後			2	30			[共通開設]
	TEA 2852	特別支援教育	2後			2	30			[共通開設]
	TEA 1851	教育課程論	1・2・3後			2	30			[共通開設]
	TEA 2810	国語科教育法Ⅰ	2前			2	30			国際日本文化学科 に適用
	TEA 2860	国語科教育法Ⅱ	2後			2	30			
	TEA 3810	国語科教育法Ⅲ	3前			2		30		
	TEA 3860	国語科教育法Ⅳ	3後			2		30		
	TEA 2807	道徳の指導法	2・3前			2	30			[共通開設]
	TEA 2853	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2・3後			2	30			[共通開設]
	TEA 3850	教育の方法及び技術	3後			2	15	15		[共通開設]
	TEA 3851	教育方法学	3前			1	15			[共通開設] 前半7.5コマ
	TEA 3852	教育評価	3前			2	30			[共通開設]
	TEA 3853	ICT活用教育	3前			1	15			[共通開設] 後半7.5コマ
	TEA 2855	生徒指導・進路指導の理論及び方法	2・3前			2	30			[共通開設]
	TEA 2851	教育相談の理論及び方法	2・3前			2	30			[共通開設]
	TEA 4855	中等教育実習事前事後指導	4通			1	30			集中
	TEA 4856	中等教育実習Ⅰ	4通			2			60	集中 〔前〕別に定める。
	TEA 4857	中等教育実習Ⅱ	4通			2			60	集中 〔前〕別に定める。
TEA 4851	教職実践演習	4後			2		30		〔前〕別に定める。 〔共通開設〕	
TEA 2861	介護等体験	2・3通			1			30	集中	

②司書教諭課程（英語英文学科、国際日本文化学科、生活環境学科及び社会情報課程に適用する。）

(略)

③司書課程

(略)

④学芸員課程

(略)

⑤日本語教員に関する科目

(略)

「期間」の凡例 前＝前期、後＝後期、通＝通年、夏＝夏期休業期間（集中）、春＝春期休業期間（集中）

別表2 (科目名の前の○印は必修科目を示す。)

①初等教職課程 (現代人間学部こども教育学科) (幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状)  
(略)②中等教職課程 (国際言語文化学部英語英文学科、国際言語文化学部国際日本文化学科、現代人間学部生活環境学科、社会情報課程)  
(国際言語文化学部英語英文学科)  
(略)(国際言語文化学部国際日本文化学科)  
(略)(現代人間部生活環境学科)  
(略)

(社会情報課程)

教科及び教職に関する科目 (教科及び教科の指導法に関する科目に限る。) (高等学校教諭一種免許状 (情報))

科目	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			最低修得 単位数 (本学の最低 単位数)	左の科目区分等に対応する本学開設授業科目		備考
	科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	授業科目		単位数		
					高		
教科 及び 教職 に関 する 科目	教科 及び 教科 の指 導法 に関 する 科目	教科に 関する 専門的 事項	情報社会 (職業 に関する内容を 含む) ・ 情報倫 理	○社会情報概論	2		
				○情報の科学と倫理	2		
				○ICTビジネス論	2		
				インターネット社会論	2		
				SNSコミュニケーションスキル	2		
				情報・メディアの文化とリテラ	2		
				社会情報キャリア実習	2		
	コンピュータ・ 情報処理	○AIとデータサイエンス入門	2				
		○AIとデータサイエンス 情報処理	2	2			
			2				
		情報システム	○プログラミング実践	2			
			○アルゴリズム基礎	2			
			プログラミング演習	2			
		情報通信ネット ワーク	○情報通信ネットワーク	2			
		マルチメディア 表現・マルチメ ディア技術	○インタラクティブメディア演習	2			
			プレゼンテーション概論	2			
			プレゼンテーション演習	2			
			情報メディアの活用	2			
		教科及び教科の指導法 に関する科目における 複数の事項を合わせた 内容に係る科目	子供のネット安全教育の理論と実践	2			
			情報教育	2			
		各教科の指導法 (情報 通信技術の活用を含 む。)	○情報科教育法Ⅰ	2			
			○情報科教育法Ⅱ	2			

教科及び教職に関する科目（教科及び教科の指導法に関する科目を除く。）

科目	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数 (本学の最低単位数)	左の科目区分等に対応する本学開設授業科目			共通開設	備考
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目		単位数		
				中	高			
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10(12)	○教育原理 教育史	2 2	2 2	初等 初等	1科目選択必修
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職論	2	2	初等	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学 教育経営論	2 2	2 2	初等 初等	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の		○教育心理学	2	2	初等	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別支援教育	2	2	初等	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	2	2	初等	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目		道徳の理論及び指導法	中10(10) 高8(8)	○道徳の指導法	2	
総合的な学習の時間の指導法	○特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	—	初等				
特別活動の指導法								
総合的な探究の時間の指導法		—	2					
特別活動の指導法								
教育の方法及び技術	△教育の方法及び技術 △教育方法学 教育評価	2 1 2	2 1 2	初等 初等 初等				
情報通信技術を活用した教育の方法及び技術	○ICT活用教育	1	1	初等				
生徒指導の理論及び方法	○生徒指導・進路指導の理論及び方法	2	2		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。			
教育相談に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		2	2	初等			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
教育実践に関する科目	教育実習	中5(5) 高3(3)	○中等教育実習事前事後指導 ○中等教育実習Ⅰ 中等教育実習Ⅱ	1 2 2	1 2 2		中学校必修	
	学校体験活動							
	教職実践演習	2(2)	○教職実践演習	2	2	初等		
大学が独自に設定する科目		中4(2) 高12(10)	道徳の指導法 介護等体験 暮らしと電気・エネルギー 環境教育 国際理解教育	— 1 2	2 1 2 2 2	初等	家庭のみ 情報のみ 情報のみ	
			(大学が独自に設定する科目以外の科目の余剰単位)				最低修得単位数（中55単位、高47単位）を超えて修得した単位数	

## ③教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（全学共通）

免許法施行規則に定める科目区分	最低修得 単位数	左の科目区分に対応する本学開設授業科目		備考
		授業科目	単位数	
日本国憲法	2	○憲法と人権	2	2単位選択必修
体育	2	体育講義	1	
		体育実技	1	
		健康スポーツ演習	2	
外国語コミュニケーション	2	日常の英会話	1	2単位選択必修
		旅行の英会話	1	
		留学の英会話	1	
		おもてなしの英会話	1	
		ビジネス英会話	1	
		英語実践（4技能）Ⅰ	1	英語英文学科に適用
		英語実践（4技能）Ⅱ	1	
		Communication Skills Ⅰ	1	
		Communication Skills Ⅱ	1	
		Persuasive Communication	2	
		Global Liberal Arts Seminar	2	
Public Speaking	2			
Argumentation and Debate	2			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	AIとデータサイエンス入門	2	
情報機器の操作		情報演習Ⅰ a	1	2単位選択必修
		情報演習Ⅰ b	1	
		情報演習Ⅱ	1	
		情報処理	2	

## ④司書課程（全学共通）

(略)

## ⑤学校図書館司書教諭課程（全学共通）

(略)

## ⑥学芸員課程（国際言語文化学部に適用）

(略)